

ドイツ：再生可能エネルギー法改革案の作成作業が進む¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット

新エネルギーグループ

本年1月、再生可能エネルギー法改革基本方針²が閣議承認を受け、それに基づき、経済技術省により同法の改革案作成作業が進められている。改革案は4月初めまでに最終化され、6月、連邦議会、7月、連邦参議院の承認を経て、8月、施行の予定となっている。

これまでの再生可能エネルギー法は、再生可能エネルギー発電に高い優先度を与えることによってその導入推進を図ってきたが、導入費用負担の増大という大きな問題が引き起こされた。この問題に対処するため、今後は費用対効果を重視して進めていくという方針に大きく舵を切ることとなった。同時に、他の電源も含めた電力市場全体の改革も進め、コスト効率の向上、および、安定供給の確保を図ることも目指している。

再エネ電力の導入に必要な助成金（買い取り価格）の削減目標を、2020年時点でみると以下ようになる。今までの再エネ法（2010-2014年）の下で導入される再エネ電力の単位電力当たりの助成金は17c/kWhとなるのに対し、今後改定される再エネ法（2015-2020年）の下で導入される電力の単位電力当たりの助成金を35%程度減らし、11c/kWhにまで下げることを目指している³。

3月現在、再エネ法改革案は二次ドラフトまで作成されている。このドラフトに示されている改革案の内、主なものは以下の通りである。

助成金の削減のためには再エネ発電導入を市場メカニズムによって進めることになる。現行の再エネ法においても発電事業者は固定価格買い取りではなく、市場での直接販売を

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² “Key Elements of a revised Renewable Energy Sources Act” 21 January 2014 BMWi 参照
<http://www.bmwi.de/English/Redaktion/Pdf/eeg-reform-eckpunkte-english,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=en,rwb=true.pdf>

³ ドイツの年間電力需要量は現在600TWhで、将来も同レベルの需要が続くと想定されている。2013年の再エネ電力比率は25%で、2020年の再エネ電力比率目標は35%である。残りの390TWhの電力(65%)は既存の石炭・天然ガス火力発電で賄われるが、先物卸売り電力価格は4c/kWh程度と見込まれており、これらの発電所の操業費と同程度程度である。一方、新規に建設される石炭・天然ガス火力発電の発電コストは7-114c/kWhであり、老朽化した発電所を更新する経済性は非常に乏しい。従って、ピーク電力需要に対応に必要な石炭・天然ガス火力発電所の建設を促すために、今後、capacity mechanismの導入が必要になると考えられている。

選択することができるが、新再エネ法では市場での直接販売が義務化され、発電事業者は小規模事業者を除いて、自らリスクを負って市場で再エネ電力を販売しなければならない。

直接販売を促進するために現在支払われている市場プレミアム (Market Premium) は新再エネ法の下でも継続するが、取引市場への参加経費を補填する管理プレミアムなど再エネ発電事業者を優遇するプレミアムは廃止される。また、再生可能エネルギー発電の比率が 50%以上あり、且つ、直接販売を行う電力供給事業者は、現在、再エネ賦課金を大幅に減額される特権 (グリーン特権) を得ているが、これも廃止される。更に、市場プレミアム計算のベースとなるタリフは予め設定された基準によって計算されているが、2017 年以降はパイロット的に競争入札を実施し、その結果を反映して決定されることになる。

現在、太陽光発電については今後の年間導入量を設定し、それに対する導入実績を反映して買い取り価格の逡減率を決め細かく変更する”breathing cap”と呼ばれる仕組みが適用されている。新再エネ法ではこの仕組みを陸上風力発電にも適用し、今後とも発生する買い取り費用の削減が図られることになる。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp